

公務員による不祥事をなくすために！ ～～身内への甘すぎる対応は許せません。こうした姿勢を正すため、厳しく追求してまいります。～～

セクハラ教師の教育現場復帰など、断じて認められません

■事件の経過

市立高校の男性教師(40)が女子部員に対して、わいせつな行為やセクハラ発言を行った、という事件がおきました。その教師は一旦「懲戒免職」とされたにも関わらず、最終的には停職6ヶ月に処分を軽減される、という結果となりました。以下、その経過の詳細をお知らせします。

①2004年10月29日／市教育委員会(以下、市教委)は教師を懲戒免職処分とした。理由は以下の通り。

- ・発声を良くするためのマッサージと称して繰り返し女子部員の体に触った。
- ・その際に女子部員の身体に関するセクハラ発言を行った。
- ・特定の部員に対して「愛している」「大好き」など親密感を表すメールを繰り返し送信した。
- ・これらは生徒・保護者の学校及び教職員に対する信頼を損ない、市並びに職員全体の信用を著しく失墜させるものであり、教員としてきわめて不適格な行為。

②2005年12月25日／男性教師が「懲戒免職は不当」として処分の取り消しを市公平委員会(※1 以下、公平委)に対して申し立てた。

③2006年2月15日／公平委は、わいせつ行為が行われたことは認めたが「懲戒免職処分とすることは～中略～重きに失する」として懲戒免職を停職6ヶ月に修正した。

④2006年8月11日／市教委は公平委に対する再審請求を断念。教師の処分は停職6ヶ月に確定した。

⑤2006年9月現在／教師は学校現場を離れ、研修を受けているが来年3月の研修期間終了後には、学校現場に復帰する可能性もある。

■公平委・市教委の判断は適切だったのか？

公平委は教師の行為を「学校現

場において教師と生徒との関係に基づく影響下において成されたわいせつ行為」であり「セクシュアルハラスメント」「教職員としてふさわしくない非違行為」と認めたにも関わらず、処分を停職6ヶ月に軽減しました。わいせつ行為をはたらいた教員に対しては国も原則「懲戒免職処分」とするよう指導しており、今回の公平委による裁決は異例といえます。教師が生徒にわいせつ行為をはたらいた、というまぎれもない事実があるにも関わらず「懲戒免職は重すぎる」とした公平委の判断は到底理解できるものではありません。私は裁決を検証するために公平委に対して議事録等、審議資料の提出を求めました。ところが公平委は当初、資料を提出する姿勢を見せながら、最終的には一切の資料の開示を拒否しました(※2)。

なお市教委は、この異例の裁決に対して再審を請求しませんでした。これでは市教委は懲戒免職処分が誤っていたことを認めた、と受け取られても仕方がありません。こうした市教委の姿勢には問題があります。また審議に際して公平委に提出した資料の開示を「プライバシーに抵触する」という理由で、公平委同様、拒否している点も問題です。

■身内に対して甘すぎる体質を正すべきです！

私は以下の5つの理由から、この問題を重視しています。

- ①教師が生徒にわいせつ行為をはたらいた、という事実と比べて停職6ヶ月という処分は軽すぎる。
- ②不服申立の結果、不透明な裁決が行われ、処分が軽減された。
- ③市教委は監督者として示した処分を大幅に修正されたにも関わらず、再審を請求しなかった。

④公平委・市教委とも審議内容を検証するための資料の開示を拒否している。

⑤こうした経緯や結果は他の教師・職員に対して重大な影響を及ぼすことが懸念される。

そもそも、教師が顧問という立場を利用して部員である生徒にセクハラ行為を行った、という事実自体が許しがたいことです。それにも関わらず、問題の教師は「懲戒免職」処分に不服を唱え、公平委に処分の取り消しを申し立てました。このような行動が教師にふさわしいものであるとは到底、思えません。

引き続き、この問題に注目するとともに公平委・市教委の姿勢についても議論を行ってまいります。※1 市公平委員会・地方公務員法で定められた行政委員会。職員の勤務条件に関する措置の要求、職員に対する不利益処分の審査ならびに、これについて必要な措置を講ずることを職務とする。

※2 西宮市公平委員会規則第10条は「会議は、委員会が必要と認めたときは、公開することが出来る」と規程しており、公開・非公開を委員会の裁量としている。

不正流用問題・処分内容に異議があります

■補助金流用問題・その後の経過

学校給食会の補助金流用問題に関する関係職員の処分が9月22日に実施されました。処分内容は、減給1/10 1ヶ月1名、戒告1名、文書訓告3名、口頭厳重注意2名。5千万円以上もの補助金の不正流用という事実と比べて、あまりにも軽過ぎる処分です(※1)。また処分が大幅に遅れた点も問題です。昨年6月の事件発覚から処分実施までの間に教育長は退職、所管責任者の教育次長は学校に転出など多くの人事異動が行われました(※2)。市教委は「事実関係の確認のため時間がかかった。」と説明していますが事件発覚から処分まで一年以上を要するのは異常です。処分を遅らせることで対象者を減らそうとした、と受け取られても仕方がありません。

※1 減給・戒告のみが法に定める懲戒処分にあたる。他は法律上の処分にはあたらない非常に軽い処分。

※2 市立高校以外の学校に勤務する教職員は県教委の所属であるため、市教委が処分を行うことはできない。

■一步前進。しかし…

市教委は補助金を不正流用した元調達主任と相手企業に流用金全額5,582万6,400円を返還するよう求め

る催告書を送付したことを9月議会において明らかにしました。これは「購入したシステムの妥当性や物資の購入事実の確認は困難(※3)。適正価額と支払った金額の差額請求のみを行う。」としてきた従来の姿勢の大幅な転換であり、前向きな対応であると言えます。一方、その後の調査で、全額返還を求める催告書が組織内の決裁を得ることなく作成・送付されたことが判明しました。これほどの事件を起こしたにも関わらず、チェック体制の不備が正されず、またも不適正な手続きに則って業務が遂行された、という事実は許しがたいことです。市当局に猛省を求めるとともに、厳しく追及してまいります。

※3 発注書・納品書等が一切、存在しないうえ「廃棄済」とされ、現物確認さえできない物資が多数存在する。

■不祥事をなくすために

昨今、公務員による不祥事が全国的に頻発しており、市民の視線は、ますます厳しさを増しています。失われた信頼は自らを厳しく律することでしか取り戻すことはできません。公務員による不祥事をなくすために、これからも、こうした問題に厳しい姿勢で望んでまいります。

諸事雑感(1)

～～地方自治体の会計制度には、たくさん問題点があります～～

■夕張市の財政破綻を受けて

今年6月、夕張市が632億円という巨額の負債(標準財政規模(※)の14倍)を抱えて財政破綻しました。現在、西宮市も震災復興事業による多額の負債、税収の減少、高齢化の進展に伴う福祉費用の増大など様々な課題を抱えており、他の多くの自治体と同様に財政難に苦しんでいます。

こうした状況を克服するためには財政状況の正確な把握が欠かせませんが、現在の会計制度には「現状の正

確な把握」という面で多くの問題点があります。こうした課題について西宮市立中央病院(以下、中央病院)の例を参考として考えていきたいと思えます。

※地方公共団体が標準的な状態にある場合、収入が予想される経常的一般財源の規模を示す。

■中央病院の平成17年度決算

9月議会において中央病院の平成17年度決算が報告されました。収入が約58億9,810万円(前年比、約4,340

万円減)、支出が約60億6,670万円(前年比、約7,700万円減)、結果、約1億6,860万円の赤字(前年比、約3,370万円減)となっています。この決算からは「中央病院は年間約2億円の赤字経営。収入の減少傾向は続いているものの、収入の減少以上の経費削減に成功しており、収支上、経営状況は改善している。」ように見えます。しかし、この決算数字には大きなゴマカシがあります。(裏面に続く。)